

# 高森町 不妊治療費助成事業



高森町では、妊娠を望み、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するために、保険適用外の治療費の一部を助成します。詳しい内容は下記のとおりです。

申請に関して不明な点がありましたら、高森町役場健康福祉課 保健師までお問い合わせください。

## 助成対象となる治療

### 保険適用外の不妊治療

※不妊治療開始後の保険適用外の検査料や調剤を含みます。

※他の地方公共団体の助成を受けた場合、その助成の対象となった治療費は対象外です。(長野県の先進医療費助成事業等)

## 対象者の条件

- ・産婦人科医師により不妊症と診断を受け、不妊治療をうけていること
- ・治療の開始日から申請日において夫婦の双方または一方が町内に住所を有すること
- ・町民税等の滞納がないこと
- ・妻が治療開始初日年齢 43 歳未満であること
- ・1子につき通算5回以下の申請であること

## 助成金の額

年度内にかかった保険適用外の治療費の2分の1とし、年額10万円が上限です。

## 申請方法

- ①あらかじめ健康福祉課へ申込書をご提出ください。申請書類一式は窓口にてお渡しします。
  - ・申込書(様式第1号)
- ②治療後、下記の書類を、健康福祉課にご提出ください。
  - ・助成金交付申請書(様式第2号)
  - ・医師証明書(様式第3号)
  - ・医療費等証明書(様式第4号)
  - ・領収書と診療明細書の原本
  - ・助成金請求書(様式第7号)

## 注意事項

申請期限は治療の属する年度の3月末日です。遅れる場合は事前に下記までご連絡ください。

助成額が上限の10万円に達することが分かり次第(治療費の合計が20万円を超えた場合)、年度末まで待たずに、速やかに申請をお願いします。

※令和4年度からこれまで保険適用外であった特定不妊治療が保険適用となりました。

問い合わせ先

高森町役場 健康福祉課 健康係 保健師

電話 0265-35-9412